

令和 2 年度短期大学認証評価実施要領 新旧対照表

No.	新	旧
1	令和 2 年度短期大学認証評価実施要領	令和 2 年度認証評価実施要領
2	この要領は、「短期大学認証評価要綱（令和 2 年度適用）」及び「一般財団法人大学・短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程（令和 2 年 4 月 1 日から適用）」（以下「実施規程」という。）に基づき、令和 2 年度の認証評価実施に関して、必要な事項をまとめたものです。	この要領は、「短期大学認証評価要綱（令和 2 年度適用）」及び「一般財団法人短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程（令和 2 年 4 月 1 日施行）」（以下「実施規程」という。）に基づき、令和 2 年度の認証評価実施に関して、必要な事項をまとめたものです。
3	I 認証評価の概要	I 認証評価の概要
4	1. 実施機関及び連絡先 一般財団法人大学・短期大学基準協会 (略)	1. 実施機関及び連絡先 一般財団法人短期大学基準協会 (略)
5	2. 目的 一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下、「基準協会」という。）が行う認証評価は、(略)	2. 目的 一般財団法人短期大学基準協会（以下、「基準協会」という。）が行う認証評価は、(略)
6	3～5 (略)	3～5 (略)
7	6. 評価の実施体制 (1) 理事会 機関別評価を決定します。 (2) 短期大学認証評価委員会 (略)	6. 評価の実施体制 (1) 理事会 機関別評価を決定します。 (2) 認証評価委員会 (略)
8	7. 評価の方法 (1) ～ (3) (略) (4) 短期大学認証評価委員会の分科会による機関別評価原案の作成 評価チームによる基準別評価に基づき、短期大学認証評価委員会に置かれる分科会（評価チームを分担する）が機関別評価原案を作	7. 評価の方法 (1) ～ (3) (略) (4) 認証評価委員会の分科会による機関別評価原案の作成 評価チームによる基準別評価に基づき、認証評価委員会に置かれる分科会（評価チームを分担する）が機関別評価原案を作成します。

令和2年度短期大学認証評価実施要領 新旧対照表

	<p>成します。なお、基準Ⅲの財的資源の評価については、財務部会と連携して評価を行います。</p> <p>(5) 短期大学認証評価委員会による機関別評価案の作成と内示 分科会が作成した原案に基づき、<u>短期大学認証評価委員会</u>が機関別評価案（適格・不適格）を作成し、理事会に報告した後に、委員長が当該短期大学に内示します。</p> <p>(6) 理事会による機関別評価の決定 理事会は、<u>短期大学認証評価委員会</u>が作成した機関別評価案及び異議申立てに係る認証評価審査委員会の審査結果等に基づき、機関別評価を決定し、理事長が当該短期大学に通知します。</p>	<p>なお、基準Ⅲの財的資源の評価については、財務部会と連携して評価を行います。</p> <p>(5) 認証評価委員会による機関別評価案の作成と内示 分科会が作成した原案に基づき、<u>認証評価委員会</u>が機関別評価案（適格・不適格）を作成し、理事会に報告した後に、委員長が当該短期大学に内示します。</p> <p>(6) 理事会による機関別評価の決定 理事会は、<u>認証評価委員会</u>が作成した機関別評価案及び異議申立てに係る認証評価審査委員会の審査結果等に基づき、機関別評価を決定し、理事長が当該短期大学に通知します。</p>
9	<p>8. 異議申立て及び意見申立ての機会</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 意見申立てに対しては、<u>短期大学認証評価委員会</u>において審議し、認証評価審査委員会及び理事会に報告します。</p>	<p>8. 異議申立て及び意見申立ての機会</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 意見申立てに対しては、<u>認証評価委員会</u>において審議し、<u>認証評価審査委員会</u>及び理事会に報告します。</p>
10	<p>9～10 (略)</p>	<p>9～10 (略)</p>
11	<p>11. 評価に係る手数料等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評価員の旅費等 認証評価の訪問調査及び指定する研修会の出席に係る評価員の旅費（交通費、宿泊費、食卓料等）を、「<u>一般財団法人大学・短期大学基準協会</u>評価員旅費支給規程」に基づき支払います。(略)</p>	<p>11. 評価に係る手数料等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評価員の旅費等 認証評価の訪問調査及び指定する研修会の出席に係る評価員の旅費（交通費、宿泊費、食卓料等）を、「<u>一般財団法人短期大学基準協会</u>評価員旅費支給規程」に基づき支払います。(略)</p>
12	<p>Ⅱ 認証評価の具体的な手続きと日程</p>	<p>Ⅱ 認証評価の具体的な手続きと日程</p>
13	<p>1～8 (略)</p>	<p>1～8 (略)</p>

14	<p>9. 基準協会短期大学認証評価委員会及び分科会による審議</p> <p>令和2年11月～12月に行います。</p>	<p>9. 基準協会認証評価委員会及び分科会による審議</p> <p>令和2年11月～12月に行います。</p>
15	<p>10. 機関別評価案の内示等</p> <p>令和2年12月下旬を予定しています。</p> <p>内示された機関別評価案について、異議及び意見がある場合、内示後30日以内に、異議申立てについては基準協会理事長宛に、意見申立てについては短期大学認証評価委員会委員長宛に書面で申し出てください。</p>	<p>10. 機関別評価案の内示等</p> <p>令和2年12月下旬を予定しています。</p> <p>内示された機関別評価案について、異議及び意見がある場合、内示後30日以内に、異議申立てについては基準協会理事長宛に、意見申立てについては認証評価委員会委員長宛に書面で申し出てください。</p>
16	<p>11. 機関別評価の決定と評価結果の通知及び公表等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>再評価</u></p> <p><u>機関別評価結果において「不適合」と判定された短期大学は、改善が必要とされた事項について、基準協会が指定する期間内に、所定の手続きに従って報告書を提出し、再評価を受けることができます。</u></p> <p><u>再評価は、改善が必要とされた事項についての改善状況の可否について評価を行うとともに、本評価の結果と合わせて、「適合」又は「不適合」の判定を行い、その結果を公表します。</u></p>	<p>11. 機関別評価の決定と評価結果の通知及び公表等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>評価を継続するとされた場合の取扱い</u></p> <p><u>評価の実施年度に「適合」又は「不適合」の判定に至らず、当該評価を継続するとされた短期大学は、基準協会が指定する期日までに、指定する資料等を提出し評価を受けてください。なお、基準協会の求めに応じない場合又は再度判定に至らない場合は「不適合」となります。</u></p>
17	<p>12. 申込者等の変更の届出</p> <p>(略)</p>	<p>12. 申込者等の変更の届出</p> <p>(略)</p>
18	<p>Ⅲ 令和2年度認証評価スケジュール</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅲ 令和2年度認証評価スケジュール</p> <p>(略)</p>